

# 令和3年度報酬改定 に関する概要について

世田谷区役所

障害福祉部

障害施策推進課 事業担当

# はじめに

- ▶ 本資料は、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料等を基に、世田谷区内の指定障害児通所支援事業者に向けて、障害児通所支援事業に係る主な改定事項をまとめて作成した資料です。
- ▶ 本資料は、主に「令和3年2月4日開催 第24回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料」基に作成しています。詳細については、厚生労働省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料をご覧ください。
- ▶ 本資料は、令和3年3月時点作成のものであります。最新情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。

## 報酬改定に関する届出について

- ▶ 報酬改定に関する変更届出書の提出期限（予定）  
令和3年4月15日（木曜日）
- ▶ 変更届出書の各種様式や記載方法その他詳細につきましては、下記区ホームページに掲載予定です。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/017/d00185336.html>

# 1 児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直し I

現行		見直し後	
加算	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等加配加算Ⅱ	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           ①個別サポ→加算Ⅰ            ②個別サポ→加算Ⅱ            ③専門的支援加算         </div>
	1.理学療法士等 209単位 2.児童指導員等 155単位 3.その他 91単位	児童指導員等加配加算Ⅰ	
	12単位	児童指導員等配置加算	
基準人員	《基本報酬》 830 単位	障害福祉サービス経験者	100単位 125単位 1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員 123単位 1.理学療法士等 187単位 2.児童指導員等 123単位 3.その他 90単位
		保育士or児童指導員	
		児童発達支援管理責任者	
		管理者	
基準人員	《基本報酬》 885 単位	保育士or児童指導員 ※障害福祉サービス経験者の経過措置有り(2年)	児童発達支援管理責任者
		管理者	

[ ] は対象児童数により増減

※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載

※上記図の高さは単位数とは一致しない

令和3年2月4日 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における  
主な改定内容（案）P15より抜粋

# 1 児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直しⅡ

- 児童発達支援事業所（センター以外）について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算Ⅱ」を改め、以下の加算に組み替える。

## ①個別サポート加算Ⅰ【新設 100単位/日】

ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価する。

## ②個別サポート加算Ⅱ【新設 125単位/日】

虐待等の要保護児童等への支援について評価

## ③専門的支援加算【新設 49～374単位/日】

専門的支援を必要とする児童のための専門職の配置を評価

（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価）

# 1 児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直しⅢ

- 難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえた見直しを実施。
- 支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う（経過措置（2年）有り）



## 2 児童発達支援センターの報酬等の見直し I

- 児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定を新たに可能とする。

### ①個別サポート加算Ⅰ 【新設 100単位/日】

ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援を評価する。

### ②個別サポート加算Ⅱ 【新設 125単位/日】

虐待等の要保護児童等への支援について評価

### ③専門的支援加算 【新設 15～93単位/日】

専門的支援を必要とする児童のための専門職の配置を評価

（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で1以上配置した場合に評価）





### 3 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し I

- 放課後等デイサービスについて、現行に事業所を2区分に分けて報酬設定する方法を改め、より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かく以下の加算を算定。

※現行は、一定の指標に該当する障害児の数が5割以上である場合を「区分1」、5割未満を「区分2」として、基本報酬を2段階に設定

#### ①個別サポート加算Ⅰ 【新設 100単位/日】

ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）への支援について評価する。

#### ②個別サポート加算Ⅱ 【新設 125単位/日】

虐待等の要保護児童等への支援について評価。

#### ③専門的支援加算 【新設 75～187単位/日】

#### 【重症心身障害児 125～374単位/日】

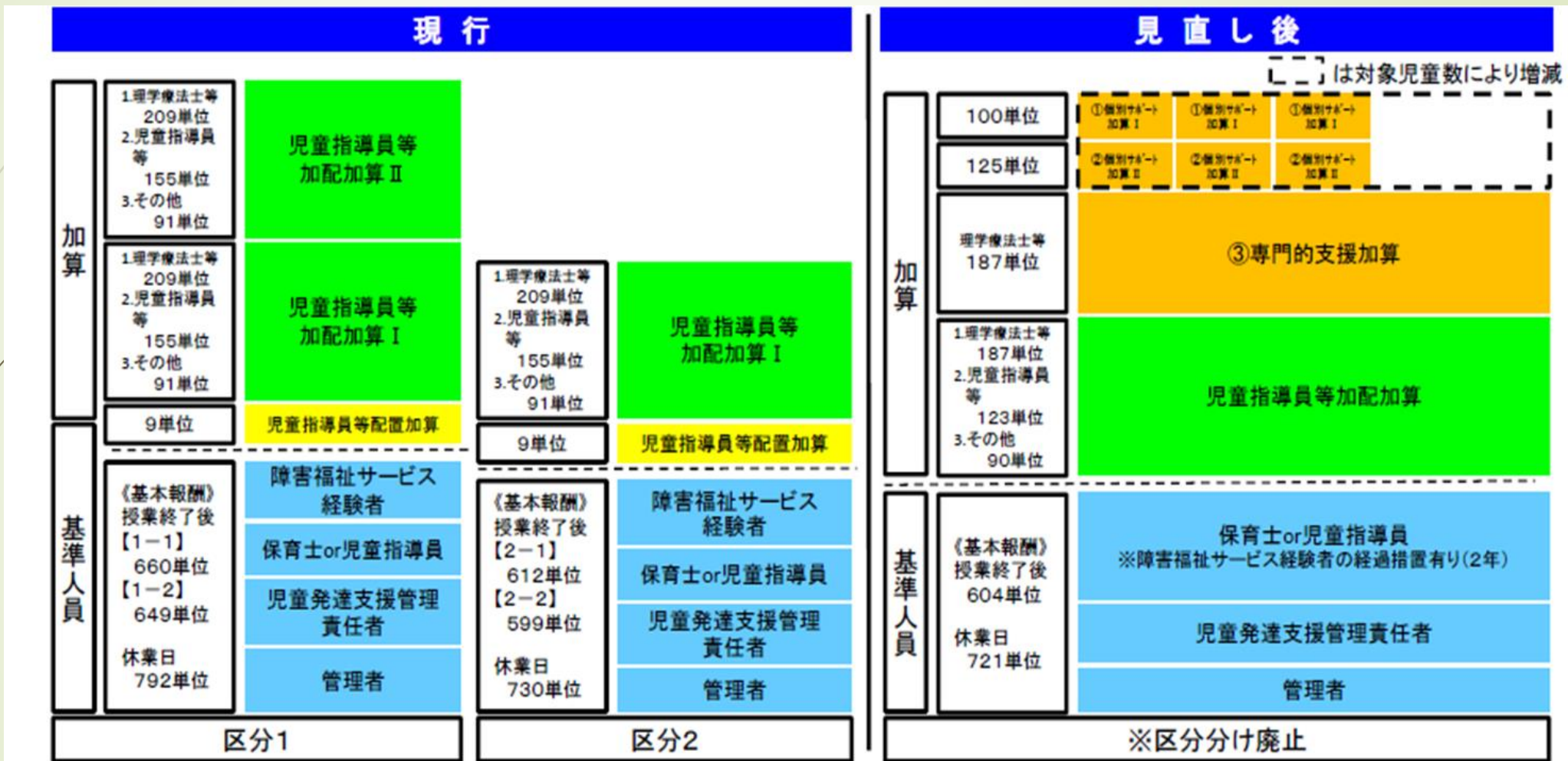
専門的支援を必要とする児童のための専門職の配置を評価

（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合に評価）

### 3 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直しⅡ

- 難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
- 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえた見直しを実施。
- 支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う（経過措置（2年）有り）

### 3 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直しⅢ



※ 単位数は障害児（重症心身障害児を除く）に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載

※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

令和3年2月4日 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における  
主な改定内容（案）P13より抜粋

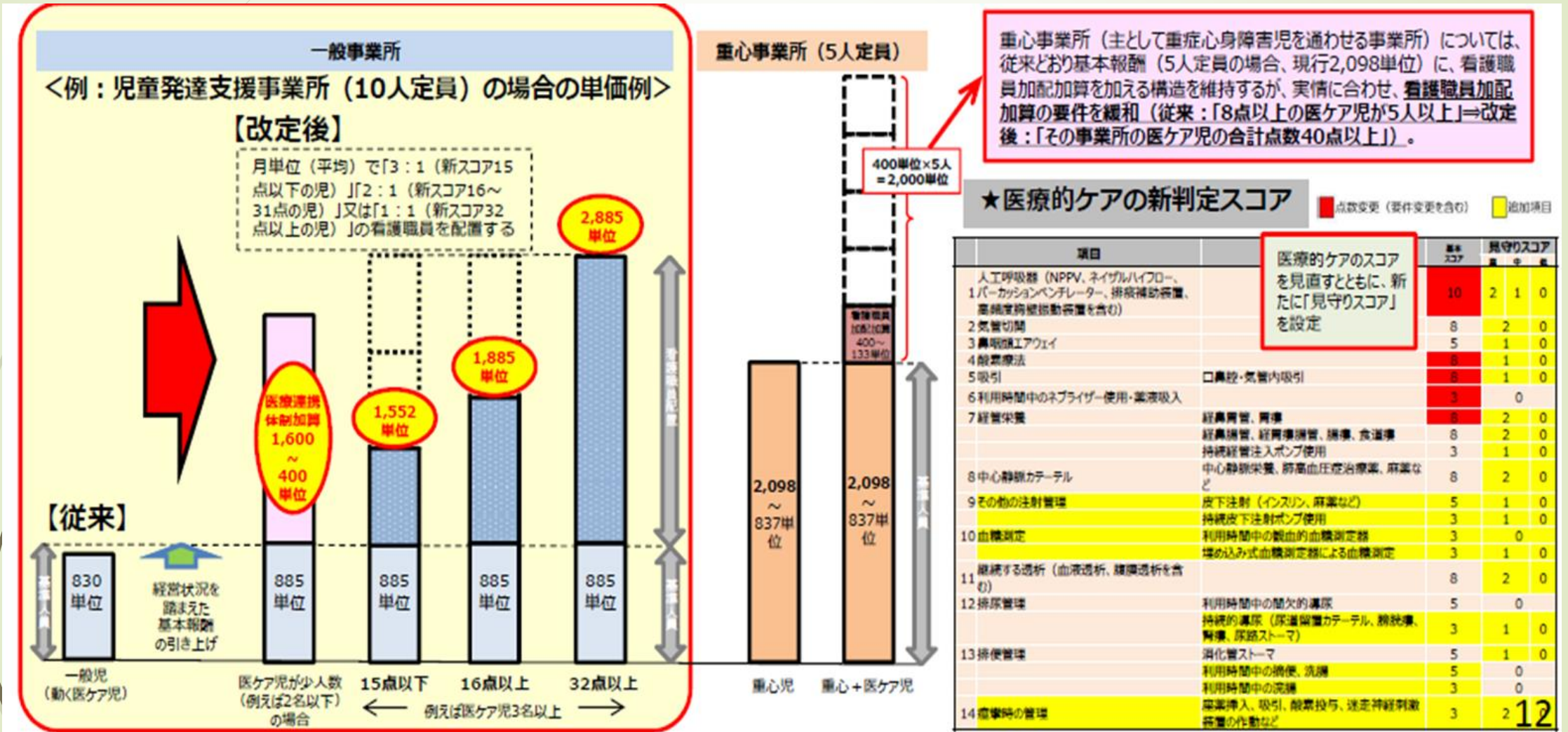
## 4 医療的ケア児に対する支援の充実 I

### 【医療的ケア児の基本報酬の創設①】

- 今回に改訂においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。
- 基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3 : 1（新スコア15点以下の児）」  
「2 : 1（新スコア16～31点の児）」又は、「1 : 1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、更に医療的ケア児のための判断基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う区分を創設する。
- 1事業所あたりごく少人数の医ケア児の場合（基本報酬では採算が取りづらい）であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充する。（従来の看護職員加配加算を改組）
- NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。



# 4 医療的ケア児に対する支援の充実 I 【医療的ケア児の基本報酬の創設②】





## 4 医療的ケア児に対する支援の充実Ⅱ 【看護職員の配置に関する改訂】

### 看護職員加配加算の要件の緩和（重心事業所）

- 看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直す。

### 看護職員の基準人員への参入

- 看護職員（医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く）について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。

## 5 相談援助に関する加算 I

### <家庭連携加算>

- 訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合（訪問支援特別加算の廃止）し、算定要件の見直しを行う。

#### [現 行]

##### 家庭連携加算（月2回を限度）

イ 1時間未満	187単位/回
ロ 1時間以上	280単位/回

##### 訪問支援特別加算（月2回を限度）

イ 1時間未満	187単位/回
ロ 1時間以上	280単位/回

#### [見直し後]

##### 家庭連携加算（月4回を限度）

イ 1時間未満	187単位/回
ロ 1時間以上	280単位/回

## 5 相談援助に関する加算Ⅱ

### <事業所内相談支援加算>

- 個別の相談援助だけではなくグループでの面談等も算定可能とし、さらに加算額を見直す。

#### [現 行]

事業所内相談支援加算（月1回を限度） 35単位/回

#### [見直し後]

事業所内相談支援加算（Ⅰ、Ⅱそれぞれ月1回を限度）

イ 事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別） 100単位/回

ロ 事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ） 80単位/回

## 6 医療連携体制加算の見直し（医療的ケアの単価の充実等）Ⅰ

- ▶ 従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。  
→医療・看護について、医療的ケアを要するなどの看護職員の手間の違いに応じて評価を行う。
- ▶ 医療機関等からの指示は、日頃より利用者を診察している主治医から、個別に受けることを明確化。  
(利用者の主治医やかかりつけ以外の医師からの指示を受けている場合や、事務所の利用者全員に対して同じ内容の指示を適用させている、あるいは短時間で多数の算定を行うなどの実施形態が排除されていない状況があるため。)



## 6 医療連携体制加算の見直し（医療的ケアの単価の充実等）Ⅱ

改定後						改定前（対象者数）		
	内容で分類		算定要件（対象者数）	算定要件（対象者数）			1名	2～8名
	医ケア 以外	医ケア		対象サービス及び 時間	1名	2名		
1	○	}	1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位
2	○		1時間以上2時間未満	63単位				
3	○		2時間以上	125単位				
4		○	4時間未満 <sup>注1)</sup>	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位		
5		○	<福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位		
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位		
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日			福祉型短期入所の長時間の評価を導入			1,000単位	500単位

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。

※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。



## 7 福祉・介護職員等処遇改善加算等の見直し I

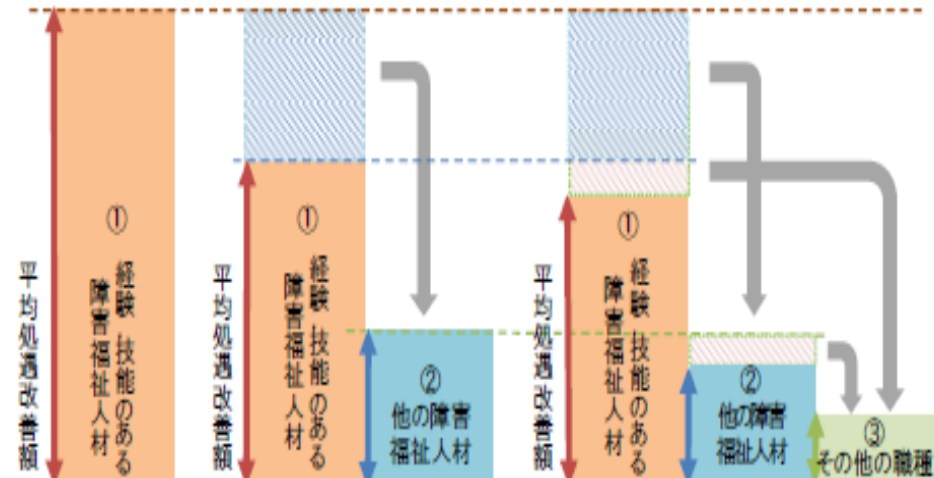
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りつつ、更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直すことにより取得促進を図る。
- 処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点から見直しを行う。
- 従来からの処遇改善加算の減算区分であるⅣ及びⅤ並びに処遇改善特別加算について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、1年の経過措置を設けた上で廃止する。
- 処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直す。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえつつ、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映する。

## 7 福祉・介護職員等処遇改善加算等の見直しⅡ

### 特定処遇改善加算の配分ルール緩和

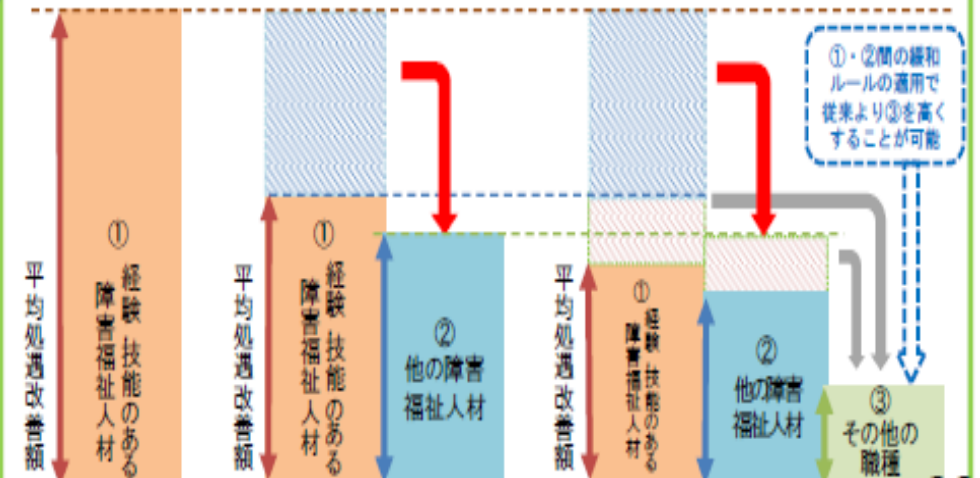
#### <見直し前>

- ① 「A: 経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
- ② グループ(①、②、③)の平均処遇改善額について、
  - ・「①は、②の2倍以上」
  - ・「③は、②の2分の1以下」



#### <見直し後>

- ① 「A: 経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増 → 維持
- ② グループ(①、②、③)の平均処遇改善額について、
  - ・「①は、②より高く」→ 緩和
  - ・「③は、②の2分の1以下」→ 維持



## 8 その他報酬に関する取扱い（経過措置等）Ⅰ

### 【児童発達支援、医療型児童発達支援】

- 栄養面など障害児の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかも含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、食事提供加算の経過措置を延長する。

### 【放課後等デイサービス】

#### <送迎加算>

- 送迎の実施に関する実態調査の結果を踏まえ、利用者の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することなどを改めて周知することとし、送迎加算の枠組みは維持する。

## 8 その他報酬に関する取扱い（経過措置等）Ⅱ

### 【放課後等デイサービス】

#### ＜極端な短時間のサービス提供の取扱い＞

- 極端な短時間（30分以下）のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しないこととする。
- ただし、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を伸ばす必要性を市町村が認めた就学児については、この限りではない。
- 利用児童の体調不良等により、結果的に短時間（30分以下）のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算（Ⅱ）の算定を可能とする。

**欠席時対応加算（Ⅱ） 【新設 94単位／回】**



## 9 障害者虐待防止の更なる推進

<基準省令の改正>

①従業者への研修実施の義務化

②研修実施や虐待が起こりやすい職場環境の確認、改善を行うための組織として虐待防止委員会設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することを義務化する。虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

③虐待の防止等のための責任者の設置の義務化

※令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

※小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。



# 10 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

## 運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

## 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

# 1 1 感染症や災害への対応力の強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

## 1 感染症対策の強化（全サービス）

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。  
※ 3年の経過措置期間を設ける

## 2 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。  
※ 3年の経過措置期間を設ける

## 3 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。



# 1 2 業務効率化のためのICT活用

- 運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。



事項	対象サービス	内容
委員会・会議等	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
サービス担当者会議事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
日中活動支援加算(新設)	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
支援計画会議実施加算(新設)	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
定着支援連携促進加算(新設)	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
居住支援連携体制加算(新設)	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場面に於いて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

# 1 3 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せを行う。  
なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における障害福祉サービス等の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

## 《新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価》

全ての障害福祉サービス等事業所      基本報酬の合計単位数 × 0.1%

※ 原則、令和3年9月サービス提供分までの措置とする。